

令和5年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和6年2月9日（金）13時30分から14時まで
2. 場 所 八戸市庁本館3階 議会第一委員会室
3. 出席委員 工藤 清太郎 会長、李澤 隆聖 副会長、熊坂 覚 委員、澤口 公孝 委員、中嶋 幸一郎 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 池田 和彦 福祉部長兼福祉事務所長、
工藤 浩徳 福祉部次長兼障がい福祉課長、
館合 裕之 高齢福祉課長、江渡 聡子 地域包括支援センター所長、
町屋 茂 副参事、村本 順子 主査兼介護支援専門員、
松井 純 主査兼介護支援専門員、柏崎 雄介 主査兼社会福祉士

次第1. 開 会

■司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は小川委員が欠席されておりますが、委員8名中7名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、「八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第7条のとおり、会議が成立することを御報告いたします。

なお、開催案内の際には、「令和5年度地域包括支援センターの事業評価について」を議案として提出する予定でしたが、国及び県より、事業評価に係る集計結果等が示されていないことから、今回は見送ることとし、令和6年度第1回の運営協議会にお諮りいたしますことを御了承いただければと思います。

それでは、議事に入りますので、ここからは工藤会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■会長

皆様、本日はお忙しいところ御出席くださりまして、ありがとうございます。
これより、議事に入らせていただきます。

(1) 令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

■会長

本日は、事務局より3件の議事が提出されております。

はじめに、(1) 令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、資料1に従って御説明いたします。

1 ページ目は、地域包括支援センター運営方針の策定に係る法的根拠を記載しております。根拠条文等に記載しておりますように、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生労働省関係課長の通知に基づき、例年、基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと委託型センターである高齢者支援センターの運営方針を一体的に定めております。

次のページを御覧ください。

ここからは、令和6年度の運営方針（案）となります。

はじめに、「Ⅰ 方針策定の趣旨」でございますが、本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にすること、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定することとしております。

次に、「Ⅱ 地域包括支援センターの意義・目的」でございますが、後段の記載を御覧ください。市では、計画期間、令和6年度から8年度の、第9期八戸市高齢者福祉計画に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組む旨を記載しております。

次に、「Ⅲ 組織体制」を御覧ください。

八戸市地域包括支援センターと、市内12の日常生活圏域に高齢者支援センターを設置する旨を記載するとともに、令和5年4月1日以降の高齢者支援センターの設置状況を掲載しております。令和5年度から、「1. 市川・根岸地区」、「8. 是川・中居林地区」、「9. 大館・東地区」、「12. 南郷地区」で委託先が変更となっております。

次のページにまいりまして、「Ⅳ 運営上の基本的理念」を御覧ください。

地域包括支援センターの運営上の基本的理念について、公益性、地域性、協働性の3つの視点から記載しております。

次に、「Ⅴ 地域包括支援センターで行う事業の実施方針」でございますが、ここからは令和6年度における事業の具体的な実施方針を記載しております。

実施時方針の1から10の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたい、介護予防の推進と認知症総合支援事業の推進についての実施方針を記載しております。

まず、実施方針の1は、第9期高齢者福祉計画の施策としても位置づけられており、第8期高齢者福祉計画では、「地域包括ケアシステムの構築・推進」としておりましたが、さらに、地域包括ケアシステムの理解を深め推進するよう「深化・推進」と変更し、目指す将来像につきましても「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」と変更しております。

実施方針の2は、八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの役割のほか、両センターが定期的に打合せ等を行うことにより、情報共有に努め、連携して効率的に業務を行うとともに、事業運営に関する点検・評価を実施することで、業務水準の向上及び効果的な事業運営を行うことを記載しております。

次のページを御覧ください。

実施方針の3は、記載のとおり、様々な機会を通じて、介護・医療・地域の関係者とのネットワーク構築に努めることを記載しております。

実施方針の4の介護予防の推進につきましては、令和5年度は、「サルコペニアやフレイルの予防に努めます」としておりましたが、サルコペニアは、「身体的機能や認知機能の低下がみられる状態」であるフレイル予防に含めて取り組むこととし、フレイル予防のみの標記に変更し、引き続き、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、支援してまいります。

次のページを御覧ください。

運営方針の5は、現在、市の地域包括支援センターに6人、高齢者支援センターに22人配置している、認知症施策の推進役である認知症地域支援推進員を中心に、関係機関との連携や認知症の人やその家族への支援を行うことを掲げております。

実施方針6の地域ケア会議の運営については、地域の関係者や専門職とのネットワークづくりにもつながる貴重な会議ですので、引き続きweb開催も取り入れ、推進してまいります。

次のページを御覧ください。

実施方針7～10につきましては、資料記載のとおりとなっております。

なお、定量的な活動指標を設定可能な実施方針につきましては、それぞれの項目に記載しておりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■委員

高齢者支援センターの職員の配置基準ですが、全て充足されていますか。

■事務局

1月末現在ですが、2センターで不足しております。

■委員

新規センターの活動拠点の実態はどのようになっていますか。

■事務局

1センターが担当区域外に事業所を構えておりますが、担当区域内の場所を探している状況です。

■会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になければ、令和6年度の運営方針について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、承認することといたします。

(2) 地域ケア会議について

■会長

次に、(2) 地域ケア会議について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、地域ケア会議について、資料2に従って御説明いたします。

まず、「1 地域ケア会議について」として概要をお示ししております。

八戸市地域ケア会議推進事業とある図を御覧ください。開催規模や範囲、機能の違う3つの種別の地域ケア会議で構成しています。

図中央の一番下にある地域ケア会議個別会議は、個別ケースに関する検討を行うことで地域の課題の把握を行います。図の下、「1) 地域ケア会議個別会議の目的」を御覧ください。目的によって自立支援型 課題解決型 地域課題型に分けられます。

次に、個別会議で上がった課題をそれぞれの地域における課題について検討を行うことで、関係者間でのネットワークの構築や、地域課題を発見し明確化するのが、地域ケア会議圏域会議です。

八戸市では、この個別会議、圏域会議を12圏域の高齢者支援センターに委託し、実施しております。

これらの地域ケア会議や圏域ケア会議で検討した課題を更に八戸市全体として把握するものが、一番上に位置している八戸市地域ケア会議推進会議です。

団体の代表者レベルの方々に御参加いただき、各圏域会議で協議された地域課題を踏まえて、地域全体に関する課題の検討を行うことで、表の左側にある関連事業などとも連携して、地域づくりや社会資源の開発、政策形成を行う機能です。本日の運営協議会は、この推進会議の機能も位置付けて開催しております。

次に、「2) 地域ケア会議個別会議、圏域会議の開催回数」を表でお示ししております。今年度は12月現在の結果ですが、開催、検討回数とも横ばいとなっております。

次に、各地域ケア会議開催状況の詳細について説明していきます。「2 地域ケア会議個別会議開催状況」を御覧ください。

「1) 地域ケア会議個別会議開催状況と傾向」についてですが、全60件の検討内容の目的別の分類は、自立支援型が58%と過半数、次いで課題解決型が35%です。

検討内容は、「閉じこもり・体力低下防止」が5割、次に「認知症への理解・支援」が2割、他は「多問題」、「経済・権利擁護に関する課題」などとなっております。

事例対象は介護支援専門員に一任することが多く、課題解決型が増加傾向です。なかには、防災対策や虐待対応などを地域の課題として捉えるなど、工夫した開催も見られています。

次の「2) 地域ケア会議個別会議開催状況」で目的別の開催内容について、分けて御説明いたします。

「①自立支援型」の傾向については、対象者は要介護1以下の軽度者の方、整形外科疾患の方が多く、閉じこもり・体力低下防止についての検討が多く、助言や課題としては、リハビリテーションや栄養改善の対策、地域交流の手段が挙がっています。

「②課題解決型」の傾向については、事例提出の介護支援専門員などが困難と感じ、助言を希望している場合が多く、幅広い内容となっておりますが、対象者だけでなく家族に精

神疾患を抱えているなどの多問題や経済・権利擁護に関する課題などが比較的多く、「災害時対応」などもありました。

「③地域課題型」については、数は少ないですが、高齢者支援センターが捉えている地域課題について、検討する機会として会議開催を行っています。

次のページは、地域ケア介護圏域会議開催状況についてです。今年度は、12月現在では2回となっておりますが、現在の実施や3月までの予定も含めて、開催は11回となる予定です。

昨年の傾向と同様に、閉じこもり・孤立化防止対策充実、地域資源ネットワークの構築が多いようです。

圏域会議が開催できていない圏域もある現状ですが、確実に地域の課題を検討する場として利用し、生活支援体制整備事業と職能団体と結びつけて集いの場づくりにつながるなど、具体的な成果を上げているところもあります。

これまで、地域ケア会議の開催状況を説明してまいりましたが、高齢者支援センターからの地域ケア会議開催の報告内容から、課題傾向などを分析し、介護支援専門員向けの研修会の内容へ反映したり、障がい施設によるごみ出し支援や介護保険外のサービスの周知を図ったりと、関連事業へ結びつけております。

また、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業など関連する事業の推進に向けた課題の抽出や対応策の検討など、相互連携が行えるように目指してまいります。

最後に、地域ケア会議個別会議・圏域会議の課題と今後の対策についてです。昨年度、同様にこの場で課題として報告させていただいた内容は、「多職種連携のもと自立支援に向けた個別会議を更に深化していく」、「効果的な会議開催に向けて地域ケア会議個別会議の実施マニュアル作成」、「地域課題抽出をより意識した開催を心掛け、関連事業の取り組みと連携を進める」の3つです。

課題に向けた対策として、①高齢者支援センターのコーディネータ力の向上、効率的開催に向け、企画相談などを積極的に実施、更に②地域ケア会議開催の手引きを作成し、開催スキルの標準化を図っております。また、③自立支援に向けた地域ケア会議を目指し、研修会を実施し、その際に参加者に地域ケア会議に対するアンケートを実施しました。その意見から一部抜粋したものを記載しております。事例提出側の負担、会議結果のフィードバック不足などが上がっています。④はこれからになります。2月に実施予定の第3回高齢者支援センター関係者会議において地域課題報告会を実施し、課題の明確化関連事業への周知を検討予定です。

令和6年度に向けた検討課題として、「自立支援を目的とした地域ケア会議開催の標準化、事例提出時の負担軽減」、「地域ケア会議内容、モニタリング結果の公表について」、「介護予防、自立支援に向けたアセスメント力向上への対策」の3点を挙げております。

また、引き続き、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業など関連する事業の推進に向けた課題の抽出や対応策の検討など、相互連携が行えるように目指してまいります。

以上で、地域ケア会議についての説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■委員

包括支援自体は口腔と栄養と健康がそもそものスタートであり、口腔リハビリテーション学会などでも、介護予防のプライオリティのトップは口腔の健康です。そのことに関する話題を会議で振ったりしていないので、このような会議の内容になるのではないかと思います。ADLの低下にしても、認知症にしても、栄養や運動の問題にしても、口腔が不健康でその他が健康な人はいないので、そのことを会議の中で積極的に発信していく機会を作っていないと介護予防に直接どの程度繋がっていくか、なかなか分からないのではないかと思います。積極的に歯科医師会と連携を取りながら、介護予防に関する講演などを実際に進めていくことで、より合理的に進むことができるのではないかと思います。そのように内容を組み立てていただきたいと思いますがいかかでしょうか。

■事務局

地域ケア会議も含めて、包括の運営事業全体や認知症施策についても、御助言をいただきながら進めているところですが、全ての事業において口腔の健康は重要だと思っておりますので、各事業において意図して働きかけていきたいと思っております。

■委員

現場の意見をたくさん聞くと歯科は入れ歯のイメージであり、摂食嚥下やその他の機能的な口腔機能の低下の問題は違うと思われていますので、その辺も啓蒙していただければと思います。

■委員

資料を見る限り、4センターが新しい事業所になったので、センター間でのスキルの差が生まれていると思われるのですが、いかがなものでしょうか。

■事務局

新規のセンターに限らず、開催回数には差が出ております。初めて地域ケア会議を開催する新規センターもあるので、開催支援などは引き続き行いますが、従来のセンターも人が変わったことなどにより、開催回数が例年よりも下がっているところもありますので、こちらの支援も充実してまいりたいと思っております。

■委員

センターや人が変わったことによって、地域において不都合な点や戸惑いなどはあったものでしょうか。

■事務局

今年度、4つの事業所が変わりましたが、確かにベテランの事業所と一年目の事業所では能力的な差はありますし、事業所の場所や人が変わったことにより、不安に思っている方もいたかと思っております。その分、基幹型包括支援センターが従来よりも力を入れており、全ての事業所を回って直接顔を合わせて相談を聞くなどの対応をしておりました。初めの頃は、市民の方から相談もありましたが、今は全く無くなりましたので、軌道に乗っていると思っております。我々もしっかりと連携していきたいと思っておりますが、お気付きの点がございましたら、御連絡をいただければすぐに対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

■会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になれば、地域ケア会議について、了承することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、地域ケア会議について、了承することといたします。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、資料3「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」を御覧ください。

本件は、法令において、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、地域包括支援センター運営協議会において審議することとされていることから、お諮りするものです。

本日は、資料記載の事業所について御審議をいただきますが、利用者の円滑なサービス利用の観点から、既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「ケアプランセンターつなぐ」は、三戸郡階上町に所在する事業所でございます。こちらは、既にあった居宅介護支援事業所が運営法人の吸収合併に伴い、新たな法人である「合同会社サイン」において、改めて指定を受けたものです。

なお、旧事業所における利用者の引継ぎのため、一部の高齢者支援センターと既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、事務局案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

その他、皆様からございますでしょうか。

ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■事務局

御審議ありがとうございました。今年度の協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

■司会

これを持ちまして、令和5年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。